

11月 は年金月間

11月30日（いいみらい）は年金の日です

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

沼津年金事務所（沼津市日の出町）

☎921-2201

国保年金課 ☎995-1813

国民年金加入者の種類と保険料の納め方

国民年金は、職業や収入、国籍を問わず日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての方が加入します。加入者は次の3つの種類に分けられます。

第1号被保険者

加入者／学生・フリーターや自営業などとその配偶者
保険料／月額16,260円（今年度）を納付書や口座振替などで納付します。

付加保険料／申請し、月額保険料に400円上乗せして納めると、老齢基礎年金を受給するときに、上乗せの付加年金を受けることができます。

第2号被保険者

加入者／会社員や公務員などの方

保険料／給料から天引きされます。

第3号被保険者

加入者／第2号被保険者に扶養されている配偶者

保険料／配偶者が加入している制度から負担されるため、個人で納める必要はありません。

国民年金保険料の収納業務を民間委託

国民年金保険料を納め忘れた方に対して、電話や文書、訪問などによる納付の案内や免除などの申請手続きの案内を民間事業者へ委託しています。

民間委託業者／日立トリプルウィン株式会社

☎0120-211-231

注意!

日本年金機構が発行した保険料の納付書を持っていない方から、民間事業者の担当者が現金をお預かりして、領収書の発行を行うことはありません。

年金ネットで自分の年金記録を確認

11月30日は、年金の日です。この機会に「ねんきんネット」を活用し年金記録や年金受給見込額を確認してみたい方が多いのではないでしょうか。

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル／

☎0570-058-555

受付時間／(月)～(金) 9時～19時、第2(土) 9時～17時

過去の保険料の納め忘れがある方

納め忘れた保険料を5年前までさかのぼって納めること（後納）ができます。沼津年金事務所でお手続きください。

第1号被保険者の方で 保険料の納付が困難なとき

保険料を納めるのが経済的に難しい場合は、学生納付特例、納付猶予、免除の制度を利用しましょう。申請は、申請時点の2年1カ月前の月までさかのぼって申請できます。

所 沼津年金事務所または国保年金課

※沼津年金事務所は、週初めは19時まで、第2土

曜日は9時30分から16時まで受付可

学生納付特例制度（保険料の納付を猶予）

対 大学・短大・専門学校・各種学校などに在学している20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が一定額以下の方

持 学生証（両面コピー可）または在学証明書

納付猶予制度

対 20歳以上50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の方

免除制度（全額免除・一部免除）

対 20歳以上60歳未満の方で本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の方

※一部免除は保険料の一部を納付することで、残りの保険料が免除になります。

●前年の所得が一定額を超えている場合でも、失業などの理由で免除などの承認を受けることができる場合があります。離職票や雇用保険受給資格者証などが必要です。

●各制度で承認された期間は、年金受給資格期間に反映されますが、老齢基礎年金額を算出する場合は減額となります。承認された期間の保険料は後から納めること（追納）で、年金額を満額に近づけることができます。追納する場合は、承認された期間から10年以内に納付してください。